県南広域振興局長告示第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

県南広域振興局長 遠 藤 達 雄

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330900036	一関障害者生活支援プラザ	一関市城内1番36号	社会福祉法人一関市社会	平成25年4月1日
			福祉協議会	
0330900044	ハンズ相談支援事業所	一関市青葉二丁目6番	特定非営利活動法人レス	II
		16号	パイトハウス・ハンズ	
0330900069	仁愛会障がい者相談支援事業	一関市真柴字枛木立46	社会福祉法人仁愛会	n
	所	番地18		
0331500041	相談支援事業所「たばしね」	奥州市前沢区字田畠18	社会福祉法人岩手県社会	II.
		番地5	福祉事業団	

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330900036	一関障害者生活支援プラザ	一関市城内1番36号	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	平成25年4月1日
0330900044	ハンズ相談支援事業所	一関市青葉二丁目 6 番 16号	特定非営利活動法人レス パイトハウス・ハンズ	II
0330900069	仁愛会障がい者相談支援事業 所	一関市真柴字枛木立46 番地18	社会福祉法人仁愛会	"
0331500041	相談支援事業所「たばしね」	奥州市前沢区字田畠18 番地5	社会福祉法人岩手県社会 福祉事業団	"